

日バス協業第104号
令和5年3月30日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
理事長 石指 雅 啓

令和5年度税制改正に伴うバリアフリー車両に係る特例措置の対応について

平素より当協会の運営につきましては、格別なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、国土交通省自動車局旅客課長より「令和5年度税制改正に伴うバリアフリー車両に係る特例措置の対応について」の通知がありました。

令和5年3月末までに税制改正関連法案が成立した場合、令和5年4月1日から、移動円滑化の促進に関する基本方針において移動円滑化の目標が定められたノンステップバス、空港アクセスバス及びリフト付バスに対する税制特例措置が延長されることとなります。

税制特例措置を受ける場合には、新車の新規登録時に運輸支局の確認が必要となります。このため、一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者が当該事業に導入する自動車については、免税対象車である旨を国土交通省通知の記「3. 本特例措置を受けるために必要な書類」に掲げる証明書を使用して、自動車製造者又は自動車を改造する者等が証明する必要があります。

各都道府県バス協会におかれては、この旨貴協会傘下会員事業者に対し、ご周知いただきますようお願いいたします。

担当:業務部 松浦

TEL: 03-3216-4014

Mail: matsuura@bus.or.jp